

○草津市立教育集会所設置条例

昭和47年3月31日
条例第9号

(趣旨)

第1条 基本的人権の尊重の精神にのつとり、歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上を図る必要がある地域およびその周辺地域の住民の教育文化の向上および社会福祉の増進に寄与するため、草津市に教育集会所(以下「集会所」という。)を設置する。

(名称および位置)

第2条 集会所の名称および位置は、[別表第1](#)のとおりとする。

(管理運営)

第3条 集会所は、草津市教育委員会(以下「委員会」という。)が管理運営するものとする。

2 委員会は、集会所の運営について、[草津市立隣保館条例\(昭和46年草津市条例第9号\)第4条](#)に規定する草津市隣保館等運営審議会に諮問することができる。

(職員)

第4条 集会所に館長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第5条 集会所は、[第1条](#)の目的達成のため必要な事業を自ら行うとともに市民等が、その事業を行う場合施設を貸与するものとする。

(使用の許可)

第6条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可された事項を変更する場合も同様とする。

2 委員会は、前項により許可した場合において条件を付することができる。

(許可の制限)

第7条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物および付属設備を汚損し、または破損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他委員会が適当でないと認めたとき。

(使用料)

第8条 集会所の使用料は、[別表第2](#)のとおりとする。ただし、委員会が、規則で定めるものについては、使用料を徴収しない。

(使用料の納付)

第9条 使用料は、使用の許可を受けた時に納付するものとする。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、委員会が、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権譲渡の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(使用許可の変更、停止および取消し)

第11条 次の各号の一に該当するときは、委員会は、その使用条件を変更し、または使用を停止し、もしくは使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が、条例または規則もしくは指示に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力による理由のため使用ができなくなつたとき。
- (3) 前2号の他管理の都合により必要が生じたとき。

2 前項第1号および第2号の場合において当該許可の変更、停止または取消しを受けた者に生じた損害については、委員会は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、集会所の使用を終つたとき、または前条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは直ちに原状に回復しなければならない。

(使用者の管理義務)

第13条 使用者は、集会所の使用中は、善良な管理を怠つてはならない。

2 使用者は、集会所の使用中に建物、付属設備および備品等を亡失し、または損傷したときは、委員会の査定するところによりその額を賠償しなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和57年12月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和62年7月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成3年12月26日条例第32号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる使用許可申請について適用

し、同日前になされた使用許可申請については、なお従前の例による。

付 則(平成8年12月24日条例第24号)抄

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の草津市立公民館条例、第2条の規定による改正後の草津市立草津アマカホール条例、第3条の規定による改正後の草津市立サンサンホール条例、第4条の規定による改正後の草津市立教育集会所設置条例、第5条の規定による改正後の草津市立社会体育施設条例、第6条の規定による改正後の草津市立隣保館条例、第8条の規定による改正後の草津市立さわやか保健センター条例、第9条の規定による改正後の草津市常盤農業者研修センターの設置および管理に関する条例、第10条の規定による改正後の草津市立農業者トレーニングセンター条例、第11条の規定による改正後の草津市立勤労青少年ホーム条例、第12条の規定による改正後の草津市立働く婦人の家条例、第13条の規定による改正後の草津市立勤労福祉センター条例、第15条の規定による改正後の草津市都市公園条例および第16条の規定による改正後の草津市立ロクハ公園駐車場条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則(平成12年12月22日条例第34号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第5条中草津市立公民館条例第6条および第7条の改正規定、第6条中草津市立草津アマカホール条例第4条の次に1条を加える改正規定および同条例第5条の改正規定、第7条中草津市立サンサンホール条例第4条および第5条の改正規定、第8条中草津市立教育集会所設置条例第7条の改正規定、第9条中草津市立社会体育施設条例第4条の改正規定、第10条中草津市立隣保館条例第6条の改正規定、第12条中草津市立長寿の郷ロクハ荘条例第6条の次に1条を加える改正規定および同条例第7条の改正規定、第13条中草津市常盤農業者研修センターの設置および管理に関する条例第5条および第7条の改正規定、第14条中草津市立農業者トレーニングセンター条例第9条の改正規定、第15条中草津市立勤労青少年ホーム条例第5条の改正規定、第16条中草津市立働く婦人の家条例第5条の改正規定、第17条中草津市立勤労福祉センター条例第6条および第8条の改正規定ならびに第18条中草津市都市公園条例第2条および第15条の改正規定 公布の日
 - (2) 略

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の草津市手数料条例の規定、第2条の規定による改正後の草津市公文書公開に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の草津市税条例の規定、第5条の規定による改正後の草津市立公民館条例の規定、第6条の規定による改正後の草津市立アマカホール条例の規定、第7条の規定による改正後の草津市立サンサンホール条例の規定、第8条の規定による改正後の草津市立教育集会所条例の規定、第9条の規定による改正後の草津市立社会体育施設条例の規定、第10条の規定による改正後の草津市立隣保館条例の規定、第13条の規定による改正後の草津市常盤農業者研修センターの設置および管理に関する条例の規定、第14条の規定による改正後の草津市立農業者トレーニングセンター条例の規定、第15条の規定による改正後の草津市立勤労青少年ホーム条例の規定、第16条の規定による改正後の草津市立働く婦人の家条例の規定、第17条の規定による改正後の草津市立勤労福祉センター条例の規定、第18条の規定による改正後の草津市都市公園条例の規定および第19条の規定による改正後の草津市上水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請等に係る手数料等について適用し、施行日前の申請等に係る手数料等については、なお従前の例による。

付 則(平成14年3月25日条例第15号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年10月17日条例第20号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成20年12月24日条例第25号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
草津市立西一教育集会所	草津市草津町1446番地1
草津市立橋岡教育集会所	草津市橋岡町68番地
草津市立新田教育集会所	草津市木川町898番地15
草津市立芦浦教育集会所	草津市芦浦町319番地2

別表第2(第8条関係)

区別\時間	9時から12時 30分まで	13時から17 時まで	17時から22 時まで	9時から17時 まで	13時から22 時まで	9時から22時 まで

集会室	300円	400円	600円	700円	1,000円	1,300円
-----	------	------	------	------	--------	--------

備考 冷暖房その他の付帯設備を使用したときの経費は、別に委員会が定める額をそのつど徴収する。